



地球温暖化対策推進法が改正されました！！



「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。

カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」

(第203回臨時国会 菅元内閣総理大臣所信表明演説より)

改正内容の一部

- ◎指定都市・中核市・特例市は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する**目標を定める**こととする。
(第21条第3項)
- ◎上記以外の市町村も、施策及びその実施に関する**目標を定めるよう努める**こととする。
(第21条第4項)

プラスチック資源循環促進法が2022年4月から施行されます！！

●再商品化の委託

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を、容器包装リサイクル法ルートを活用して指定法人に委託することができる。(第32条)

●再商品化計画の認定

市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めることにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。(第33条)

脱炭素社会に向けての実行計画の策定？
目標値はどうしよう？

プラスチック資源循環促進法の施行後、何が変わるの？
自治体は何をすればいいの？



CCUS等を検討してCO₂を削減したいが、どんな事を検討すべきなの？

周辺自治体と連携する必要があるのではないかな？

！計画策定・調査などをご支援します！

【プラスチックの資源循環】
施設整備の基本構想、基本設計に関する計画策定のご支援

【自治体の連携】
アドバイザーを交えたワークショップ・勉強会の開催をご支援

【脱炭素化社会に向けた実行計画】
地域内での産業間連携、合理的な廃棄物処理を見据えた官民連携事業の検討

【CCUS等の導入に関する調査】
二酸化炭素の回収、有効活用、貯蔵に係る技術導入の検討

※「災害廃棄物処理計画」、「廃棄物処理分野における適応計画」についてもお気軽にご相談ください。

お気軽にご相談ください

一般財団法人日本環境衛生センター

東日本支局 環境事業本部 環境事業第三部 業務課

TEL : 044-288-4998

FAX : 044-288-5011

e-mail : e-gyosui@jesc.or.jp